

広島県告示第百二二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十一年二月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

広島市

二 事業の種類

湯来地区交流体験施設整備事業

三 起業地（起業地及び収用する物件）

1 収用の部分

広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字湯来地内

2 使用の部分

広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字湯来地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

湯来地区交流体験施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である広島市は、一般財源により財源措置を講じている。また、広島市は、施設の設定及び管理に関する広島市湯来交流体験センター条例を施行する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、広島市が、広島市佐伯区湯来町大字多田地内（以下「本地区」という。）において交流体験型観光の推進を図るため、交流体験館、屋外ステージ及び農業体験等の施設を一体的に整備するものである。

本地区は、温泉を中心とした観光地であり、山や川での自然体験、野菜づくりや酪農を体験する農業体験、また、伝統芸能である神楽体験などを併せた交流体験型観光が好評である。しかし、県内外に類似施設が増加したことから、本地区を訪れる入込観光客数は、平成九年をピークに年々減少傾向である。

本件事業の完成により、交流体験型観光への気運が高まり、本地区のお年寄りの技術や知恵を利用したプログラム等が開発及び展開され、お年寄りの生きがい対策が創造される。また、本地区の最大の魅力である温泉と自然を活用した交流体験施設への観光客及び地元住民らに新たな交流の機会を設けることにより、本地区が再び活気を取り戻すこととなる。このことにより、観光産業はもとより、農林漁業などの産

業活性化及び地域のコミュニティ等の公共福祉に寄与し、経済の活性化にも繋がることから、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は、広島市教育委員会と協議を行ったところ、起業地内において、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、工事着手して差し支えない旨の回答を得ている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

- (二) また、本件事業の位置の選定については、広島県広島市佐伯区湯来町大字多田地内案（以下「申請案」という。）のほか、広島県広島市佐伯区湯来町大字和田地内案及び広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷地内案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、観光拠点（温泉地区）内に存し、事業費が最も安価となることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

- (三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 3(一)で述べたように、本地区には交流体験施設が整備されておらず、地域の観光推進に支障を来していることから、できるだけ早期に本件事業を施行し改善を図る必要があると認められる。

また、本地区内で組織する湯来町観光協会から、本件事業の早期整備に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- (二) 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
- (三) 収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とすることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

- (四) したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県広島市役所